

【公布された条例等のあらまし】

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

- 一 期末手当について、支給割合を百分の百六十二・五とすることとした。
 - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
 - 三 令和四年六月に支給する期末手当等に関する特例措置を定めることとした。
- とくしま健康長寿社会づくり条例（条例第二十四号）

一 目的

この条例は、健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

二 基本理念

健康長寿社会づくりに関する基本理念を定めることとした。

三 県の責務

県は、基本理念にのっとり、健康長寿社会の実現に向けて基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有することとした。

四 市町村との連携

県は、市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策について、市町村と連携して推進するものとした。

五 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、生涯にわたり健康で、アクティブシニアとして地域で活躍できるようフレイル予防の重要性を認識し、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとした。

六 関係団体及び事業者の役割

1 関係団体及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、県民が生涯にわたり健康に過ごすための支援、アクティブシニアが活躍する機会の提供その他健康長寿社会の実現に向けた取組を効果的に行うよう努めるものとした。

2 関係団体及び事業者は、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとした。

七 広報及び啓発

県は、市町村、関係団体、事業者等と連携して、健康長寿社会の実現に向け、県民の認識と理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとした。

八 財政上の措置

県は、健康長寿社会の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

九 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。